

### 第1節

### 雇用情勢の変化に対応した機動的かつ効果的な対策の展開

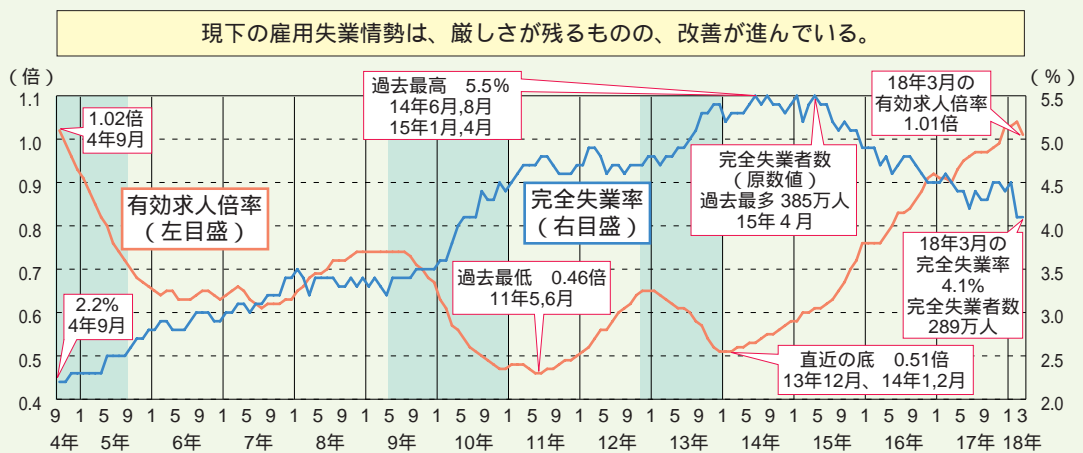
#### 1 2005（平成17）年度の雇用失業情勢

2005（平成17）年度は、年央には、それまでの輸出・生産などに見られた弱い動きを脱し、景気は回復している。雇用失業情勢も厳しさが残るものの、改善が進んでいる。

完全失業率は、2005年度平均で前年度差0.3ポイント低下し4.3%となり、有効求人倍率についても、0.12ポイント上昇し、0.98倍となるなど、改善している。

図表4-1-1 ▶

図表4-1-1 有効求人倍率（季節調整値）及び完全失業率（季節調整値）の推移



資料：総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」  
 (注) シャドー部分は景気後退期

詳細に見ると、前年同月と比べ、新規求人数は2002（平成14）年7月以降増加が続いており、完全失業者数は2003（平成15）年6月以降減少傾向が続いている。また、このうち、自らの意思によらない非自発的理由による離職者数についても2003年8月以降減少傾向が続き、事業主による雇用調整が一服したことがうかがえる。一方で、労働力人口の減少傾向が続いていることや、特に、若年者を中心にミスマッチが依然として大きく、また、雇用情勢には地域差がみられるなど留意すべき事項も見られる。

こうした状況に的確に対応し、雇用失業情勢の更なる改善を図るべく、雇用情勢が厳しい地域に重点化した雇用対策の実施、フリーター25万人常用雇用化プランの推進等、若年者雇用対策の強化、正社員としての就職を希望する求職者等、個々の

状況に応じた個別総合的なサービスの提供等、ハローワークのサービスの見直し・強化、いくつになっても働くことができる社会を実現するための施策の推進等、高年齢者等の雇用・就業対策の充実、雇用と福祉の連携による障害者雇用対策の推進などの施策に積極的に取り組んでいくこととしている。

特に、雇用の改善の動きが弱い北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、鹿児島県、沖縄県の7道県に対し、重点的な雇用対策を実施することとしている。加えて、雇用の創出に向け、各地域の自主的な地域活性化の取組みの実効が上がるよう、7道県に「地域雇用戦略会議」を設置することとし、関係府省の協力を得て、地域関係機関が地域レベルで一体となって雇用の改善に取り組んでいる。

## 第2節

### 地域における雇用創造の支援

2005（平成17）年度から地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等の取組みを促進し、その取組みがさらに効果を上げるよう支援することを目的として、地域雇用創造バックアップ事業、地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）、地域創業助成金から構成される「地域雇用創造支援事業」を実施しているところである（注）。

#### 1 地域雇用創造バックアップ事業

地域の活性化を図るための雇用創造に取り組む意欲はあるものの、ノウハウや情報が不足しているために、その構想やビジョンを具体化することが困難である市町村等が多く見られるところである。

そこで、地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対して、専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等により、その企画・構想段階において支援を行っている。

本事業のうち、都道府県労働局に配置した地域雇用創造アドバイザーについては、各市町村からの要請に対し、地域の雇用創造を図るための助言を行っている。

また、市町村からの申請に基づき行われる地域雇用創造促進会議、専門家派遣、調査研究については、北海道、東北、九州等の雇用情勢の厳しい地域を中心に32地域において、事業が実施されたところである。事業を利用した地域は、地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）をはじめとする雇用創造のための構想の策定の取組み

（注） 「地域雇用創造支援事業」については、雇用の改善の動きが弱い7道県（北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、鹿児島県、沖縄県）に対して、地域雇用創造バックアップ事業及び地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）の実施配分比率を全体の50%にする。また、地域創業助成金の創業経費の助成率を50%に引き上げるなど重点的・集中的に配慮し、地域の自主的・自発的な雇用創造の取組みを支援しているところである。

を開始するなど、地域の雇用創造に向けた効果が発揮され始めている。

さらに、地域の雇用創造の取組みを開始した市町村へ参考となる情報の提供を目的とするホームページを開設し、地域雇用創造バックアップ事業をはじめとする地域雇用創造支援事業の概要や、地域における取組みの紹介等を行っているところである。

## 2 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）の実施

雇用機会が少なく、かつ、地域再生計画を策定する地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した雇用対策事業（雇用機会の創出に係る事業（地域における創業、中核的・専門的人材の誘致等）、求職者等の能力開発に係る事業（求職者等の訓練・講習、国内外留学等）、求職者等への情報提供・相談に係る事業（地域外の求職者等に対するU・Iターンに関する情報提供・相談等））の中から、コンテスト方式により雇用創造効果の高いものを選抜し、その事業の実施を市町村等から成る地域の協議会へ委託する事業を実施しているところである（2006（平成18）年3月末現在、66地域で本事業が実施）。

## 3 地域創業助成金の実施

全国一律のサービス10分野に加え、市町村等が自ら選択した地域重点分野において法人の設立又は個人の事業の開始をした者に対して、2人以上の雇入れ（うち1人以上は非自発的離職者、ただし、非自発的離職者自ら創業する場合は1人以上）、3か月以上経過している場合に、助成を行っているところである。助成額については、新規創業支援金として、創業経費の3分の1（上限150万～500万円）、雇入れ奨励金として、非自発的離職者である常用労働者1人当たり30万円、短時間労働者1人当たり15万円を支給している。地域重点分野については、2006（平成18）年1月1日現在、全国の292の地域で設定されている。

図表4-2-1 ▶

（全国一律のサービス10分野）

個人向け・家庭向けサービス

企業・団体向けサービス

子育てサービス

医療サービス

環境サービス

社会人教育向けサービス

住宅関連サービス

高齢者ケアサービス

リーガルサービス

地方公共団体からのアウトソーシング

図表4-2-1 地域創業助成金の新規創業支援金の上限額

		雇用調整方針対象者等を1人以上雇い入れる要件	
		満たしている	満たしていない
非自発的離職者を3人以上雇い入れる要件(*1)	満たしている	500万円 (300万円) (*2)	400万円 (200万円) (*2)
	満たしていない	400万円 (200万円) (*2)	350万円 (150万円) (*2)

(\*1) 非自発的離職者を1人以上雇い入れているものに限る。

(\*2) 金額は創業支援対象労働者の雇入れ人数が5人以上の場合の上限額( )内は4人以下である場合の上限額。

## 第3節

### 地域に密着した産業雇用の再生・強化

#### 1 良好な雇用機会の創出・確保

##### (1) 中小企業における雇用機会の積極的な創出

中小企業は、日本経済再生の担い手としてはもとより、新たな雇用機会の創出の担い手として大いに期待される。このため、中小企業労働力確保法に基づき創業や異業種への進出を行うなど活力ある中小企業の人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動への支援を行うことにより、良好な雇用機会の創出及び労働力の確保を図っているところである。さらに、新規・成長分野における新たな雇用機会の創出とそれらの分野への円滑な労働移動を図るため、新規・成長分野の企業等を対象として、各種セミナーや求職者との面接会の開催等を通じたきめ細かな情報提供・相談援助等の支援措置を総合的に実施している。

また、中小企業労働力確保法を改正し、中小企業者又は事業協同組合等が、実践的な職業能力の開発・向上が必要な若者にとって良好な雇用の機会を創出するための取組みに関する計画(改善計画)を作成した場合、資金や人材確保の面で支援する枠組みを新設した(2006(平成18)年10月施行予定)。

##### (2) 雇用保険受給資格者の自立支援を通じた雇用機会の創出

雇用保険の受給資格者自らが事業を起こし、事業開始後1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業主となった場合に、その新規創業に係る経費を支援する受給資格者創業支援助成金により支援し、創業支援を通じた雇用機会の創出を図っている。

## 2 効果的な労働移動支援の推進

事業規模の縮小等に伴う離職者や、定年退職による離職者等の円滑な労働移動を実現するため、こうした離職者等を発生させる事業主が、その再就職の促進のための措置（求職休暇の付与、職場体験講習を受講させる事業、民間の職業紹介事業者への委託等）を講じた場合や、職場体験講習を実施する事業主が、当該講習を受講した者を雇い入れた場合、離職者等を雇い入れた事業主が、その定着のための講習を実施した場合などに、労働移動支援助成金を支給している。

## 3 建設労働対策の推進

建設業については、いわゆるバブルの崩壊以降の民間投資の減少と近年の公共投資の削減による建設投資の大幅な減少等を背景に労働者の雇用が不安定化しているとともに、受注産業という特性から労働者を過剰又は不足とする建設業者が共存している状況にある。さらに、建設業における就業者の高齢化の進行、将来における技能労働者の不足の懸念等、建設業は現在、様々な課題に直面している。

また、2004（平成16）年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、建設業者が住宅リフォーム等の新たな雇用の吸収先となる新分野へ進出することを関係省庁が連携して支援することとされている。

こうした状況に対応し、建設労働者の雇用の安定等を図るため、新たな労働力需給調整システムの導入を盛り込んだ「建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律」が2005（平成17）年10月から施行されている。

さらに、改正法施行に伴い第7次建設雇用改善計画（計画期間：2005年10月～2010年度）を策定したところであり、これに基づいて新たな労働力需給調整システムの適正な運営を図るとともに、その他の建設労働対策について積極的に推進していくこととしている。

## 4 港湾労働対策の推進

港湾労働法及び2004（平成16）年度から2008（平成20）年度までを対象とする港湾雇用安定等計画に基づき、港湾労働者派遣制度の適正な運営の確保等港湾労働者の雇用の安定及び福祉の増進のための施策を推進している。

## 5 「農林業をやってみよう」プログラム等の実施

農林漁業で働いてみようという意欲を持つ失業者の様々な希望や能力等に応え、農林漁業の就業、就農等の実現に向け、厚生労働省と農林水産省とが連携して、各都道府県内の1か所のハローワークに「就農等支援コーナー」を設置等することによる

情報提供・職業紹介機能の強化、就農等のための能力開発・技術習得支援の充実、農林業体験・生きがい農業の支援の強化といった「『農林業をやってみよう』プログラム」を2003（平成15）年に取りまとめ、現在両省で推進しているところである。

また、2004年（平成16）年11月にホームページ「農林漁業をやってみよう」を開設し、農林漁業に関する求人情報やイベント情報の提供、メールマガジンの配信等、インターネットによる、農林漁業への就業等についての情報提供を充実させている。

さらに、2006（平成18）年度からは農林水産省と連携し新たに農業への就業を希望するフリーター等若者を重点に「就農等支援コーナー」において農業で働くことについての理解を深めさせるとともに、個人の状況・希望に応じて農業就業のための情報提供、農業法人等への職業紹介や農業研修施設へのあっせんを行う等きめ細かな相談を実施しているところである。

## 第4節

### 民間との共同・連携による就職支援

#### 1 成果に対する評価に基づく民間委託による長期失業者の就職支援

ハローワークにおいて民間のノウハウを活用する事業の一形態として、ハローワークにおいて安定した雇用に至らなかった長期失業者について、就職支援から就職後の職場定着指導までを包括的に民間事業者へ委託し、安定した雇用の実現を図る試行的な取組みとして「民間委託による長期失業者の就職支援事業」を実施しているところである。

本事業については、2004（平成16）年2月に民間事業者の選定や対象者の選定に着手し、2004年4月から順次実施しているところであるが、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（2004年6月4日閣議決定）において、「長期失業者を対象に導入されたハローワーク事業の包括的な民間委託について、評価結果を踏まえ、より効果的・効率的な就職支援となるよう民間事業者の活用を拡大する。」旨が盛り込まれたことを踏まえ、2005（平成17）年度からは、対象地区及び対象者数の拡大を図り、事業者の選定については、企画内容の質及び委託費の価格を総合的に評価する企画競争を導入するとともに1地区で2事業者以上を選定するなどより多くの民間事業者の活用を図った。2006（平成18）年度は、更に対象地区を拡大し、本事業の一層の拡充を図ったところである。

#### 2 市場化テストのモデル事業の実施

2004（平成16）年12月に規制改革・民間開放推進会議において決定された「規制改革・民間開放推進に関する第1次答申」を受けて、2005（平成17）年6月から、以下

の事業を市場化テストのモデル事業として実施しているところである。

#### (1) キャリア交流プラザ事業

全国15のハローワークでは、中高年ホワイトカラー求職者、壮年技術者及び中高年長期失業者を対象として、求職活動に有用な知識の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図るキャリア交流プラザ事業を実施しているが、このうちの5か所（北海道、埼玉、東京、愛知、京都）について市場化テスト（モデル事業）を実施している。

#### (2) 若年者版キャリア交流プラザ事業

若年求職者を対象として、キャリアコンサルティング等を行う若年者版キャリア交流プラザ事業を市場化テスト（モデル事業）として1か所（大阪）において実施している。

#### (3) 求人開拓事業

求人量の確保を図るための求人開拓について、有効求人倍率の低い労働市場圏のうち、3地域について市場化テスト（モデル事業）を実施している。

#### (4) 生涯職業能力開発促進センター（アビリティーガーデン）における職業訓練事業

独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営している生涯職業能力開発促進センター（アビリティーガーデン）の施設・設備のうち、土日・夜間に未使用である施設・設備を活用した「離職者訓練」及び施設貸与による「在職者等のための訓練」について市場化テスト（モデル事業）を実施している。

### 3 民間活力の積極的活用等による労働力需給調整機能の強化

労働市場の構造的変化等に的確に対応し、労働力需給のミスマッチの解消を図るためには、国が職業相談、職業紹介等を実施することはもとより、民間の職業紹介事業者や労働者派遣事業者等が、民間の活力や創意工夫を活かし、各事業者がそれぞれ得意とする分野で積極的に労働力需給のミスマッチを解消していくことが重要である。

職業紹介事業及び労働者派遣事業が労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合を促進することができるよう、2003（平成15）年6月に、職業紹介事業や労働者派遣事業の許可・届出制の見直し、物の製造業務への労働者派遣の解禁、紹介予定派遣の位置付けの明確化、派遣期間制限の最長3年までの延長、派遣労働者の直接雇用の促進等を内容として、職業安定法及び労働者派遣法が改正され、2004（平成16）年3月より施行されている。

また、2006（平成18）年3月には、産前産後休業、育児休業又は介護休業中の医療関係労働者の業務を代替する場合及びへき地にある病院等において医業を行う場合に

ついて労働者派遣を可能とする労働者派遣法施行令の改正を行い、同年4月より施行されているところである。

厚生労働省としては、この制度の円滑な施行を図り、我が国全体の労働力需給調整機能の強化を図っているところである。

## 第5節

### 安心して働ける雇用環境の整備

#### 1 外国人雇用対策の推進

我が国で就労する外国人労働者は年々増加しているところ、外国人労働者の適正な受入れ、不法就労の防止、合法的に就労できる外国人の適正な雇用・労働条件の確保が重要となっている。

そこで、外国人労働者の雇用の動向の把握に努めるとともに、公共職業安定機関の外国人求職者に関する職業紹介、職業相談機能・体制の一層の整備・充実に努め、さらに、雇用管理の改善を図るための事業主への指導、援助等の一層の充実に図っている。また、留学生が卒業後の日本企業への就職を希望する場合には、専門的、技術的分野の外国人労働者の積極的な受入れを推進する観点から、大学等教育機関等と連携して就職支援を実施しており、2006（平成18）年度においても一層連携を充実させることとしている。なお、日系人については、北関東・東海地方等の日系人が多数集住している地域において、2003（平成15）年度においては、職業選択、求職活動、労働条件等に関する相談・情報提供を行う「日系人職業生活相談室」を設置し、2004（平成16）年度からは、不就労・不就学の日系人若年者等を対象に、今後のキャリア形成支援など職業生活に関する意識を啓発し、日本の労働慣行や日本で生活していく上で必要となる知識を身につけるために、就職支援ガイダンス等によるキャリア形成支援及び個別の相談・指導による就職支援を実施しているところである。

不法就労対策については、関係行政機関との連携の強化を図るとともに、我が国での適正な就労を促進するため、我が国の外国人労働者受入れ方針、制度等に関する周知等を行っている。

#### 2 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労支援

生活保護受給者については、その抱える問題が多様化しており、また受給期間が長期化する者も少なくないことから、2005（平成17）年度から自立支援プログラムを導入することにより、地方公共団体において、その自立支援を図っている。また、児童扶養手当受給者についても、同様に自立支援プログラムを導入することにより、自立



促進を図っているところである。

こうした取組みの実効性を確保するため、自立支援プログラムの一環として、ハローワークと福祉事務所が連携し、ハローワークのコーディネーターと福祉事務所のコーディネーター等からなる「就労支援メニュー選定チーム」が、支援対象者に個別の面接を行うことにより、生活環境等の状況を把握し、本人の希望、経験、能力等を勘案しつつ適切な支援メニューを選定している。これにより、ハローワーク等においては、就職支援ナビゲーターによる支援、トライアル雇用の活用、公共職業訓練の受講あっせん、生業扶助等を活用した民間の教育訓練講座の受講勧奨などの支援を実施している。

### 3 雇用保険制度の安定的運営等

雇用保険は、

労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給するとともに、

失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための雇用保険三事業を行う、雇用に関する総合的機能を有する制度である。

このうち、雇用保険三事業については、これまで、より透明で分かりやすい事業運営を行う観点から、PDCAサイクルによる目標管理を行い、不断の見直しを行っているところであるが、2005（平成17）年11月21日に財政制度等審議会より財務大臣に報告された「特別会計の見直しについて - 制度の再点検と改革の方向性 - 」において、以下のような指摘がなされている。

「雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかと批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組みも進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまることなく、事業そのものの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。」

こうした指摘も踏まえ、2005年12月24日に閣議決定した「行政改革の重要方針」においては、「労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、」「雇用保険三事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする」とされており、また、第164回通常国会で成立した「簡素で効

率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(行政改革推進法)第23条第1項において、「雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。」とされている。

このため、雇用保険三事業については、失業等給付の事業に資する観点から個別の事業ごとに徹底した精査を行った上で、廃止も含めた見直しを行うこととしている。

さらに、雇用保険制度全体についても、先に示した財政制度等審議会の報告において、以下のような指摘がなされている。

「雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。」

こうした指摘も踏まえ、先に示した「行政改革の重要方針」においても、「失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする」とされているところであり、上述の行政改革推進法第23条第2項においても、「雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担(失業等給付に係るものに限る。)の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。」とされている。

このため、雇用保険制度全体の在り方については、現在、公労使の三者構成による審議会(労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会)において、検討が行われているところである。